

現場代理人の常駐義務の緩和について（改正案）

現在、現場代理人は一部の条件を満たした場合を除き、原則、複数現場の兼務を認めておらず、工事現場に常駐することを求めていましたが、今後は、以下の条件を全て満たす場合は、常駐義務を緩和し、他の工事現場の現場代理人を兼務することが可能とします。ただし、特段の事情がある場合は、兼務を認めない場合もありますので、必ず監督員に事前に確認をし、承諾を得てください。

【兼務が可能な条件】

- ① 予定価格（税込）**3,500万円**（建築一式の場合は**7,000万円**）未満同士の工事であること。ただし、同一路線、同一現場等で密接な関係のある工事については、金額の制限は設けない場合もある。
- ② 兼務する工事場所が同一地域（下記のとおり）であること。
（地域割り）① A 地域（旧田辺市） ② B 地域（旧龍神村） ③ C 地域（旧中辺路町）
④ D 地域（旧大塔村） ⑤ E 地域（旧本宮町）
- ③ 兼務する工事は、いずれも田辺市発注の工事に限る。（他の発注機関から受注した工事との兼務は認めない。）
- ④ 兼務する工事の件数が**3件以内**であること。
※兼務する工事が予定価格（税込）250 万円以下同士の工事であれば、従来どおり件数、地域の制限は設けない。

【兼務に関する手続き、及び注意事項】

- ① 工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。
※事前に兼務が可能か確認すること。
- ② 技術審査時に「現場代理人兼務届」（兼務する工事すべての分）を提出すること。
- ③ 複数工事を兼務する現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐させること。現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる際には、各々の工事現場に連絡員を常駐させ常時連絡が取れるようにすること。
- ④ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。また、求められた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

※今回の常駐義務緩和は現場代理人のみであり、主任技術者や監理技術者の専任義務が緩和されるものではありませんので、ご注意ください。